

# 香川県立図書館資料団体貸出規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第18条に規定する団体貸出しのうち、県内の中学・高等学校等に対する団体貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

## (貸出対象団体)

第2条 団体貸出しを受けることができる団体（以下「貸出団体」という。）は、県内の中学校、高等学校、特別支援学校のうち、香川県立図書館長（以下「館長」という。）の承認を受けたものとする。

2 団体貸出しを受けようとする団体は、資料団体貸出申込書（以下「貸出申込書」という。第1号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、承認しようとするときは、資料団体貸出承認書（以下「貸出承認書」という。第2号様式）及び規則第13条に定める香川県立図書館資料貸出カード（以下「貸出カード」という。）を団体の代表者に交付するものとし、その有効期間は、1年を超えない範囲で館長が定める。

## (貸出対象資料)

第3条 団体貸出しを受けることができる資料は、一般資料のうち、規則第11条に規定する資料とする。ただし、雑誌のうち週刊誌を除く。

## (貸出期間)

第4条 貸出期間は、貸出しを受けた日から30日以内の期間（貸出期間の最後の日が休館日のときは、当該休館日後の最初の開館日までの期間）とする。

2 貸出期間の延長は行わない。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

## (貸出冊数)

第5条 貸出冊数は、1貸出団体につき30冊以内とする。

## (団体の用務)

第6条 貸出し及び返却に伴う資料の運搬は、貸出団体が行うものとする。

## (記載事項の変更)

第7条 貸出団体は、貸出申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に連絡しなければならない。

(更新)

第8条 第2条第3項による承認を受けた団体が、承認の有効期間経過後引き続き承認を受けようとするときは、貸出申込書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、更新の承認をしようとするときは、第2条第3項に規定する貸出承認書及び貸出カードを交付する。なお、従前の貸出カードをもって新たな貸出カードの交付を受けたものとする。

(貸出カードの返納等)

第9条 第2条第3項による承認を受けた団体が、承認の有効期間経過後引き続き承認を受けないときは、速やかに貸出カードを館長に返納しなければならない。

2 貸出カードの交付を受けた者は、貸出カードを紛失したときは、直ちに、館長に届け出なければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第10条 第2条及び第8条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。